

## 仮置き条文における両論併記事項の論点

### 【前文】

{ 地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により、  
{ 近年、

自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中  
にあって、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定  
する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発  
展に尽くす使命がある。

※地方分権一括法は非常に問題があり、それに続く地方自治法改正も改悪であ  
る。「地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により」と謳  
うことにより、国の流れに迎合する形になるので問題である。との意見と、  
なぜ今、議会基本条例を制定するのかという背景を入れるべきである。現実に  
地方分権の流れがあり、自治体が負うべき責任と果たすべき役割が大きくなっ  
てきているから制定するという事を入れたほうがよい。との意見などがあり、  
両論併記となっている。

【議会の役割、活動原則】 ※両論併記

案1

(議会の役割)

第〇条 大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される。

2 議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる。

案2

(議会の役割)

第〇条 議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市民を代表して、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。

(議会の活動原則)

第〇条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。
- (4) 市民参加を推進すること。
- (5) 議会の役割を不断に迫及し、議会の改革に
  - 継続的に取り組むこと。
  - 必要に応じて取り組むこと。
  - 取り組むこと。

※案1の第2項は、議会が間接民主主義であるので市民の意思を反映させて責任を持ってやるが、議会がこの部分は直接市民の話を聞いたほうがよいと判断したときは、その機会を持つとのことで、主体となっているのは議会であるが、案2の（議会の活動原則）の第4号は、市民が議会に参加したいとの意思を持っていれば、議会は保障しなければならないとの意見などがあり、両論併記となっている。

案2の第5号は、「継続的に」では改革することが目的となり頻繁に会議を開かねばならないとなると、何のための改革なのかとなりかねないとの意見と、改善を図るべき事項は必ずどの時点においてもある。常に継続していいものをどんどん取り入れて議会を改革していくことを明文化すべきとの意見などがあり、3案併記となっている。

## 【議員の責務、活動原則】

(議員の活動原則)

第〇条 議員は、市民の代表として、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。
- (2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。
- (4) [ 自らの活動  
自らの議会活動及び市民生活に関わる課題 ]  
について、積極的に情報提供を行うこと。
- (5) 自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めること。

※議員活動の一つとして、国政に関わる問題であっても情報提供しなければならない。「市民生活に関わること」と規定すれば、市政だけでなく原発や消費税なども問題も市民にお知らせすることが保障される。との意見と、「自らの活動」とすればすべて網羅できるのではないかとの意見などがあり、両論併記となっている。

## 【会派の形成】

(会派)

第〇条 議員は、理念や政策を共有する議員で会派を構成し、活動することが(も)できる。

- 2 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等との合意形成に努めるものとする。
- 3 議会は、議員が会派に属さないことで不利益をこうむることがないように努めるものとする(こうむらないこととする)。

※第1項は、現実問題として会派で活動することが多いという現状を記載しているとの意見と、議員一人一人がしっかり活動する意識を持たなければならないとの思いがあるとの意見などがあり、両論併記となっている。

第3項は、努力規定ではなく「こうむらないこととする」のほうがよいとの意見があり、両論併記となっている。

## 【会議や情報の公開】

(会議及び情報の公開)

第〇条 (すべての) 会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、インターネット等で会議を中継するほか、情報を積極的に公開する。
- 3 議案に対する議員の賛否結果は公開するものとする。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする。

※第1項は、本会議はインターネット中継しており、全文筆記の会議録がホームページで見られる。委員会は要点筆記の会議録がホームページで見られる。代表者会は微妙であるが、請求すれば議事録は見られる。ただ、公開の仕方が足りないのであれば次の議論になる。「会議は、原則として公開する」という現状を盛り込むことでよいとの意見と、「すべての」を入れて、代表者会も内容をインターネット中継などで聞くことができるようにしなければならないとの意見などがあり、入れる入れないの両論併記となっている。

## 【行政政策等の形成過程の説明、行政評価】

(市長による政策の形成過程の説明)

第〇条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を

〔 求めるものとする。  
求めることができる。〕

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

※内容によって説明する事項が異なることもあるので、「求めることができる」にしたほうが柔軟に対応できるとの意見があり、両論併記となっている。

## 【議会と改革の監視機能】

(議会改革検討協議会)

第〇条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、議会改革検討協議会を設置することができる。

- (2 議会改革検討協議会は、市民の参加を図るものとする。)

※第2項は、市民が議会のあり方を議論することは議会の活性化につながる。議員の立場としての意見と市民の意見は違う。との意見と、議会制民主主義のルールの中での話であり、議員は選挙で選ばれ責任を持って議論している。との意見と、代議制なのだからもっと議員をふやせばよい。との意見などがあり、入れる入れないの両論併記となっている。